育児休業中の保育所等入所に係る取扱い変更のお知らせ

平素から、本市保育行政に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

　令和７年４月より子育ての負担軽減を図るとともに、こどもの健やかな育ちを応援するため、育児休業中の保育園等の入園に係る取扱いを以下の通り変更します。

記

**１　第２子以降において育児休業を取得した場合の第１子等の在園期間の変更**

第２子以降において育児休業を取得した場合に、保育園等に在園している第１子等が引き続き在園できる期間について、以下のとおり変更する。

|  |  |
| --- | --- |
| 現 行 | 育児休業の対象である第２子以降の児童が１歳に達する日の属する年度の末日又は保護者の育児休業終了日の早い日まで |
| 変更後 | 保護者の育児休業終了日まで |

例）令和5年10月1日生まれ　令和8年10月1日まで育児休業取得

現　行：令和7年3月31日まで継続利用可能

　　変更後：令和8年10月1日まで継続利用可能

**２　慣らし保育の期間の延長**

保護者が育児休業から職場復帰する前に、新規入園児があらかじめ保育園等での生活に慣れるために、保育園等に入園できる期間（慣らし保育の期間）を、以下のとおり延長する。

|  |  |
| --- | --- |
| 現 行 | 保護者の職場復帰日の１４日前から入園可能 |
| 変更後 | 保護者の職場復帰日の１か月前から入園可能 |

　例）令和7年4月1日入所希望の場合

　　現　行：令和７年4月15日までに職場復帰

　　変更後：令和７年５月1日までに職場復帰